

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		建築確認申請受付簿	
市の機関の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		都市整備部建築課	
個人情報ファイルの利用目的		建築確認申請に関する事務を執行するため	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		受付番号、受付年月日、種別、公庫融資、住所・氏名（申請者、設計者、建築主）、確認番号、確認年月日、用途、構造、敷地面積、建築面積、延べ床面積、地名地番	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		建築物の建築をしようとする者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		申請者から収集	
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含まない	
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先		－	
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	関係課名	総務部庶務課	
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央 5-14-15	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	－	
	内容	－	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☐ 電算処理ファイル ☒ マニュアル処理ファイル	
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☐ あり ☐ なし	
(備考)			

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		建築計画概要書	
市の機関の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		都市整備部建築課	
個人情報ファイルの利用目的		建築確認申請に関する事務を執行するため	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		住所・氏名（建築主、代理者、設計者、設備設計者、工事監理者、工事施工者）、地名地番、住居表示、都市計画区域内外の別、防火地域、その他の区域、道路、敷地面積、主要用途、工事種別、建築面積、延べ床面積、建築物の数、建築物の高さ、許可・認定、工事着手・工事完了年月日、付近見取り図、配置図	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		建築物の建築をしようとする者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		申請者から収集	
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含まない	
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先		－	
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課	
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央 5-14-15	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	－	
	内容	－	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☐ 電算処理ファイル ☒ マニュアル処理ファイル	
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☐ あり ☐ なし	
(備考)			

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称		市営住宅管理システム
市の機関の名称		市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		都市整備部建築課
個人情報ファイルの利用目的		市営住宅の管理に関する業務
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		住所、氏名、生年月日、電話番号、性別、勤務先、年収、家賃額、所得税法第二条第一項第二十八号及び同項第二十九号に規定する障害者の該当有無、所得税法第二条第一項第三十号に規定する寡婦の該当有無、所得税法第二条第一項第三十一号に規定するひとり親の該当有無、家賃滞納の有無、家賃引落に係る金融機関口座情報、入居時に納入された敷金額、緊急連絡先人又は連帯保証人に関する情報（氏名、住所、電話番号、入居名義人との間柄、職業）
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		市営住宅入居者、市営住宅退去者、市営住宅入居申込者
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		本人の申告
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含む
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先		—
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央 5-14-15
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	—
	内 容	—
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☒ あり ☐ なし
（備考）		